

平成三十一年二月一日提出  
質問第一六号

毎月勤労統計調査の不正調査による追加給付の延べ人数のカウント方法に関する質問主意書

提出者 山井和則

## 毎月勤労統計調査の不正調査による追加給付の延べ人数のカウント方法に関する質問主意書

政府は、一月十一日に「毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことについて」を公表し、これまでの毎月勤労統計が不正な調査に基づくものであること等を公表し、過去の確定したデータの再集計、公表を行うとともに、再集計値に基づく追加給付を実施することとしています。また、一月二十二日には、毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会により「毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等に関する報告書」が厚生労働大臣に提出されました。そこで、以下の通り質問します。

一 毎月勤労統計調査の不正調査を原因とする、雇用保険、労災保険等の追加給付について、労災保険の年金給付（特別支給金を含む）は、見通しとして、一人当たり平均約九万円、延べ約二十七万人、給付費約二百四十億円が示されていますが、十五年前に生計維持者である夫を労災で亡くしたご遺族は、十五年間の労災保険の年金給付が過小給付になります。そのご遺族のケースは、延べ人数では一人とカウントされていますか、それとも延べ十五人とカウントされていますか。

右質問する。